

訪問看護しんあい  
指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社しんあいが設置する訪問看護しんあい（以下本事業所という）において実施する指定（介護予防）訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問看護（以下、「指定訪問看護」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業所が実施する指定訪問看護は利用者が要介護状態または要支援状態になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して、その療養生活を支援し心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態または要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに主治医及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定訪問看護の事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1) 名称 訪問看護しんあい
- 2) 所在地 静岡県静岡市駿河区池田 756 番地の 13

（事業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- 1) 管理者：看護師 1 名

管理者は主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護の実施に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2) 看護職員：常勤3名以上（うち1名は管理者兼務）

看護師は主治医の指示書と居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という）に沿って（介護予防）訪問看護計画書を作成し利用者に提供する。当該計画に基づき指定訪問看護を提供し実施事項等を（介護予防）訪問看護報告書として作成する。

常勤職員は時間外の本人及び家族からの緊急連絡に対応する。

3) 事務職員：1名以上 介護報酬請求事務等の必要な事務を行う。

（事業所の営業日及び営業時間）

第5条 本事業所における営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。（ただし12月29日から1月3日までを除く）
- 2) 営業時間：午前8時半から午後5時半までとする。
- 3) サービス提供時間：午前9時から午後5時までとする。
- 4) 連絡体制など：24時間常時電話等による連絡、相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

（指定訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的とする。

- 1) 病状、障害、日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- 2) 褥瘡の予防、処置
- 3) 日常生活、社会生活の自立を図るリハビリテーション
- 4) ターミナル期の看護
- 5) 認知症患者の看護
- 6) 療養生活や介護方法の指導
- 7) カテーテルなどの管理
- 8) 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- 9) 日常生活用具の選択、使用方法の指導
- 10) その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助

（利用料等）

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は「指定居宅サービス要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）または「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとし、当該指定訪問看護が法定

代理受領サービスであるときは、利用料として一部の支払いを受けるものとする。

- 2 (介護予防) 訪問看護が基本料金の他 (介護予防) 訪問看護の提供が次の各号に該当するときは、その他の利用料として別表の額の支払いを利用者から受け取るものとする。

ただし、居宅サービス計画または介護予防サービス計画に基づくものを除く。

- 1) 1時間30分を超えた場合 (特別管理加算対象者以外)
  - 2) 利用者都合によるキャンセル
  - 3) エンゼルケア
- 3 実費負担の利用料として (介護予防) 訪問看護に必要なおむつ代等に要する費用を、利用者から受け取るものとする。
  - 4 (介護予防) 訪問看護に要した交通費は次の額とする。(自動車使用)

ア) 実施地域内無料

実施地域を越えた地点から片道5km毎に200円

5kmを越えて1km増すごとに50円

イ) 死後の処置料 10000円 (税別)

前2項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明を行ったうえで、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名捺印) を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は静岡市駿河区、葵区、清水区とする。

(中山間地域は要相談)

(緊急時における対処方法)

第9条 看護師等は (介護予防) 訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡をし、適切な処置を行うこととする。また、しかるべき処置を行った場合速やかに主治医等に報告をしなければならない。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送などの必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待の防止に関する責任者の選任
  - 2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - 3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、(介護予防) 訪問看護事業の提供にあたり、当該事業所従業者又は擁護者 (利用者の家族等、現に利用者を養護する者) による虐待を受けたと

思われる利用者を発見した場合はすみやかに、これを保険者に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 本事業所は利用者に対する（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、担当ケアマネージャー等関係各位に連絡する。

□守秘義務及び個人情報の保護

従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

看護師等に対して職員である期間及び退社後においても正当な理由がなく、その業務上に知りえた利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないように指導、教育を適宜行うほか、看護師が本規程に反した場合には違約金を求めるものとする。

□苦情への対応

指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

本事業所は提供した指定訪問看護に関し介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは定時の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は平成30年 3月 1日から施行する。

附則 この規程は令和 3年 1月 1日から施行する。

附則 この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は令和 6年 3月 1日から施行する。